

愛知県建設工事等指名停止取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、愛知県が発注する工事、設計、監理、調査及び測量業務（以下「建設工事等」という。）の契約の相手方として不適切な者を排除し、適切な業者選定をするために、愛知県の指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）の指名停止について、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において、指名停止とは、有資格業者が別表第1、別表第2及び別表第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するため、工事等の契約の相手方とすることが不相当として、期間を定め、指名の対象から除外する措置をいう。

(指名停止決定機関)

第3条 指名停止は、関係する局庁の指名審査会等（以下「審査会」という。）において審議のうえ、指名停止の措置を決定する。

(指名停止の要件及び期間)

第4条 有資格業者が、別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、当該有資格業者に対して別表各号に定めるところにより、期間を定め指名停止を行う。

2 前項の場合において、指名停止の期間は3年を超えることができない。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第5条 前条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかなきときは、当該下請負人についても元請負人の指名停止の期間の範囲内で指名停止を行う。

2 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（当該事案について明らかに責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で指名停止を行う。

3 指名停止に係る有資格業者を構成員とする共同企業体については、当該構成員の指名停止の期間の範囲内で指名停止を行う。

(指名停止期間の特例)

第6条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに掲げる期間の短期及び長期の最も長いものをもって指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間（2年を超えるときは2年）とする。ただし、別表第2第1号に定める期間は除く。

(1) 別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間中、又は当該期間の満了後3か年を経過するまでの間に、別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第3第1号から第4号までの措置要件に係る指名停止の期間中、又は当該期間の満了後3か年を経過するまでの間に、別表第3第1号から第4号までの措置要件に該当することとなったとき。

- (3) 別表第1各号の措置要件に係る指名停止の期間中、又は当期間の満了後1か年を経過するまでの間に、別表第1各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - (4) 別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間中、又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、別表第3各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - (5) 別表第3各号の措置要件に係る指名停止の期間中、又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、別表第2各号又は別表第3第5号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき。
 - (6) 別表第3第5号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間中、又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、別表第3第1号から第4号までの措置要件に該当することとなったとき。
- 3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
 - 4 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、2年を限度として指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
 - 5 指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
この場合において、別表第3の第1号から第4号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間（2年を超えるときは2年）から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
 - 6 有資格業者について、過去に有資格業者でない時点において、別表各号の措置要件に該当し、その措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、過去に有資格業者であった期間のものであることが明らかとなったときは、当該措置要件により想定される指名停止期間の範囲内において、新たに有資格業者となった時点から指名停止を行うことができるものとする。
 - 7 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第7条 第4条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は県（名古屋港管理組合及び愛知県の出資した公社を含む。以下この要領において同じ。）の職員（法令等により公務に従事する議員、委員等の特別法上公務員とみなされる場合を含む。以下この要領にお

いて同じ。)が、談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第3第2号又は第4号に該当したとき。

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第3第1号又は第2号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(3) 県又は他の公共機関(名古屋港管理組合及び愛知県の出資した会社を除く。以下この要領において同じ。)の職員が、公契約関係競売等妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項。以下この要領において同じ。)又は談合(刑法第96条の6第2項。以下この要領において同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第3第3号又は第4号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(指名の取消し)

第8条 指名停止を行った場合において、当該指名停止に係る有資格業者に対して指名しているときは、必要に応じて当該指名を取消すものとする。

(指名停止の通知)

第9条 指名停止、指名停止の期間の変更又は指名停止の解除を行ったときは、当該有資格業者に対し、遅滞なく通知するものとする。

2 前項の規定により指名停止の通知をする場合は、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 指名停止の措置期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特別の事由により、あらかじめ審査会の承認を得たときはこの限りではない。

(下請負等の禁止)

第11条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が建設工事等の一部を下請負し、若しくは受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第12条 指名停止を行わない場合において、必要であると認めるときは、当該有資格業者に対し、文書又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(関係機関への通知)

第13条 指名停止、指名停止の期間の変更又は、指名停止の解除を行ったときは、その旨を関係機関へ通知するものとする。

(記録)

第14条 指名停止、指名停止の期間の変更又は、指名停止の解除を行ったときは、その決定内容を書面により記録しなければならない。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

事故等の措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 県が発注する工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料その他の入札に係る調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内
(粗雑公共工事等) 2 県と締結した契約に係る工事等(以下この表及び別表第3において「県発注工事等」という。)の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が軽微であると認められるときを除く。)。	当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内
3 前号に掲げるもの以外の工事等(以下この表において、「一般工事等」という。)のうち県内での施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 3か月以内
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、県発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 6か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 6か月以内
6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 3か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 7 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。	当該認定をした日から 2週間以上 4か月以内
8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 2か月以内

別表第2

贈賄の措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>1 次のイ又はロに掲げる者が、県の職員（法令等により公務に従事する、議員、委員等の特別法上公務員とみなされる場合を含む、以下この表において同じ。）に対する贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者（以下この表及び別表第3において「役員等」という。）</p> <p>ロ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの。（以下この表及び別表第3において「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から</p> <p>2 4 か月</p> <p>2 4 か月</p>
<p>2 次のイ又はロに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p> <p>イ 役員等</p> <p>ロ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から</p> <p>3 か月以上 9 か月以内</p> <p>1 か月以上 3 か月以内</p>
<p>3 次のイ又はロに掲げる者が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 役員等</p> <p>ロ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から</p> <p>3 か月以上 9 か月以内</p> <p>1 か月以上 3 か月以内</p>

別表第3

不正行為等の措置基準

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 1 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 12か月以上24か月以内
2 県発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 18か月以上24か月以内
(談合又は公契約関係競売等妨害) 3 有資格業者である個人、有資格業者の役員等又はその使用人が、談合又は公契約関係競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から 12か月以上 24か月以内
4 県発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員等又はその使用人が、談合又は公契約関係競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から 18か月以上 24か月以内
(建設業法違反行為) 5 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内
6 県内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2か月以上 9か月以内
(不正又は不誠実な行為) 7 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上 9か月以内
8 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）が、禁固以上の刑にあたる犯罪容疑で公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内
(その他重大な事案) 9 別表第1、別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、重大な事案が発生し、当該有資格業者が、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	審査会で決定